

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十四年一月二十五日

岡山県知事 石 井 正 弘

#### 一 届出事項の概要

##### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ナンバ落合店

所在地 真庭郡落合町大字中三九〇一九ほか

##### 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社ナンバ

住所 津山市材木町一三二八一二五

代表者の氏名 代表取締役 難波 榮

##### 3 変更事項

(変更前)

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 午前九時三十分

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻 午後八時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時から午後八時三十分

(変更後)

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 午前七時三十分

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻 午後九時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前七時から午後九時三十分

##### 4 変更年月日

平成十四年二月四日

#### 二 届出年月日

平成十四年一月二十一日

#### 三 縦覧の期間及び場所

##### 1 縦覧の期間

平成十四年一月二十五日から平成十四年五月二十五日まで

##### 2 縦覧の場所

岡山県商工労働部商工企画課及び真庭地方振興局総務振興部総務振興課